

# 第2期更別村地域福祉計画

《計画期間：令和7年度～令和11年度(2025～2029年度)》

(素案、概要版)

令和7年(2024年)1月

更 別 村

## 第2期更別村地域福祉計画（素案）の概要

### 1 策定の趣旨

少子高齢化の進行と併せて要介護認定者や認知症患者、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加し、サービスの充足が求められているところですが、小規模自治体では社会資源の整備に限界があります。住民の健康意識の向上や生きがいを持った生活の実現など、地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の他に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要となってきました。

国における社会福祉法の一部改正を踏まえ、地域における高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、その他の福祉分野の包括的な支援体制の整備について盛り込んだ『更別村地域福祉計画』を令和2年3月に策定しましたが、5年間の計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本村を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、『第2期更別村地域福祉計画』を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、更別村における第6期総合計画を上位計画とし、福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。

なお、本計画は、社会福祉法人更別村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動を推進するための民間計画・行動計画である「第7期地域福祉活動計画」（計画期間：令和6年度～令和10年度）と“車の両輪”のように密接な相互連携を図りながら進めていくこととします。

### 3 計画の名称

第2期更別村地域福祉計画

### 4 計画期間

令和7年度～令和11年度(2025～2029年度、5年間)

### 5 今回計画の主な変更点

#### 第2編 地域福祉のまちづくり構想

- ・(基本目標3)(8)権利擁護体制の充実にケアラー・ヤングケアラーに係る支援、普及啓発に関する内容を追加。また、再犯防止関連の目標事項を追加し、「再犯防止推進法」第8条第1項に基づく地方計画を兼ねるものとして整理
- ・地域福祉計画の重点施策6. 災害時等要支援者への支援体制について、令和5年度に策定した「個別避難計画」に関する内容を追加

#### 第3編 地域福祉の展開

- ・第2章障がいに対する支援8. 在宅福祉サービス・施設福祉サービス・地域生活支援サービスの充実について、現在村が取組を進めている「障がい者福祉ホーム」の整備に関する内容を追加

#### 計画全体

- ・関連機関・計画等の名称や、事業内容等の記載を現状に合わせて調整

## 6 計画の構成

項 目	主 な 内 容
<p><b>第1編 計画策定に関する基本的事項</b></p> <p>第1章 地域福祉計画について</p>	<p>計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画で対象とする障がい者の範囲、計画の策定体制と経緯等</p> <p>【計画の目標】</p> <p>(1) 地域生活の支援体制の充実 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進。</p> <p>(2) 自立と社会参加の促進 地域で自立した生活ができるよう、就労支援などの取組を促進。</p> <p>(3) バリアフリー社会の実現 理解を進め、虐待や差別解消など心のバリアフリー化、公共的施設などにおけるユニバーサルデザインの普及など環境のバリアフリー化などの取組を促進。</p>
<p>第2章 地域福祉を取り巻く現状</p>	<p>更別村の人口世帯年齢別人口構成、更別村の障がい者の状況（人数、手帳所持者数、年齢構成）、将来人口等の推計、基礎調査（アンケート）の結果概要</p>
<p><b>第2編 地域福祉のまちづくり構想</b></p> <p>第1章 基本理念と基本目標</p>	<p>「認めあい、つなぎあい、支えあうむら」という地域社会像を基本理念とする。</p> <p>認めあい ～ 交流することにより、お互いに理解し合う。それにより一人ひとりを尊重していく試み。</p> <p>つなぎあい ～ お互いにつながり合っていくことにより、生きがい（人と人との交流や環境との共生）を持った暮らしや、相互の信頼関係が創られていく試み。</p> <p>支えあう ～ お互いに支え合いながら、住み慣れた地域の中で生活していく。行政のみならず、住民と当事者が参加し、福祉の担い手となる試み。</p> <p>【4項目の基本目標】</p> <p>(基本目標1) みんなでつながり、参加し、未来を担う人づくり</p> <p>(基本目標2) 相談しやすく、助け合える環境づくり</p> <p>(基本目標3) 住み良いさらべつで笑顔で過ごせる仕組みづくり</p> <p>※ 次の計画を兼ねるものとして位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更別村成年後見制度利用促進基本計画</li> <li>・更別村地方再犯防止推進計画</li> </ul> <p>(基本目標4) 福祉を推進していくための地域づくり</p>

<p><b>第2章 地域福祉計画の重点施策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民・地域団体・行政の地域福祉における協働のあり方</li> <li>2. 相談体制等の整備</li> <li>3. 生活困窮者支援体制の推進</li> <li>4. 地域における見守り体制の充実</li> <li>5. 総合的な権利擁護体制の推進</li> <li>6. 災害時等要支援者への支援体制</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化のためのしくみづくり。 退職世代を含めた地域の方々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくり。</li> <li>○ 福祉の里総合センター内に保健福祉課と子育て応援課を配置し、相談窓口機能整備。関係所管や医療と介護の連携により、包括的な相談対応検討。</li> <li>○ 関係機関とのネットワーク強化、生活困窮者の情報を速やかに自立支援相談機関につなぎ支援協力。</li> <li>○ 住民相互のコミュニティ体制を形成。更別村高齢者等SOSネットワーク事業を充足。関係機関・団体・民間事業者等との協力連携。</li> <li>○ 権利擁護に関する制度等の積極的な周知、更別村社会福祉協議会に設置する「さらべつ成年後見センター」等との連携。児童虐待などの未然防止、早期発見、早期対応に向けた児童相談所等とのネットワーク強化</li> <li>○ 「更別村地域防災計画」に基づき防災体制を推進。「更別村災害時避難行動要支援者避難支援計画」による要支援者台帳整備、「個別避難計画」の整備。</li> </ul>
<p><b>第3編 地域福祉の展開</b></p> <p><b>第1章 子ども・子育てに対する支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育園、幼稚園、認定こども園体制の充実</li> <li>2. 妊娠出産における安心の確保</li> <li>3. 子どもの成長と発達への支援</li> <li>4. 「食」を通じた健康づくりの推進</li> <li>5. 思春期における健全な心身の育成</li> <li>6. 「生きる力」を育む教育の推進</li> <li>7. 子育て力の向上の推進</li> <li>8. 非行や児童虐待防止に向けた取組の推進</li> <li>9. 子育て支援ネットワークづくりの推進</li> <li>10. 保護者と子どもの居場所づくりの推進</li> </ol>	<p><b>【展開を図る取組について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園、幼稚園、認定こども園に安心して預けられ、安心して働くことができる体制を整備。サービスの情報提供や評価、指導者の質の向上</li> <li>○ 更別村こども家庭センターを地域の子育て支援機関の拠点とし、関係機関の連絡調整、妊娠・出産・子育てに関する相談支援</li> <li>○ 子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防早期発見対応。育児相談、発達支援</li> <li>○ 妊娠や子どもの発達段階に応じた望ましい「食」に関する指導や情報提供</li> <li>○ 思春期教育や相談体制の充実</li> <li>○ 心の成長を促す教育や体験学習を通じて強い心を育成</li> <li>○ 子どもに関する教育啓発。保育園、幼稚園、学校等において家庭教育に関する支援啓発</li> <li>○ 地域見守り体制の強化、人権啓発</li> <li>○ 子育て支援情報の一元化や総合的な拠点づくり、関係機関のネットワークづくり</li> <li>○ 各種公共施設のロビー等、身近で安全な場所を安心して過ごせる場として提供、充実。地域活動の支</li> </ul>

<p>11. ひとり親家庭への支援</p> <p>12. 障がいのある子どもへの支援</p> <p>13. 男性の子育てへの参加の促進</p> <p>14. 働き方改革と子育てしやすい職場環境づくりの推進</p>	<p>援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援</li> <li>○ 障がいに応じた適切なリハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深め、総合的な支援</li> <li>○ 男性の子育て参加促進に向けた教育啓発、子育て知識等の学習機会や親子がふれあう機会を充実</li> <li>○ 労働関係法の周知や啓発、就業支援。子育てしやすい職場づくりを促進するため、企業に対して啓発</li> </ul>
<p>第2章 障がいに対する支援</p> <p>1. 偏見の解消と障がいの理解の促進</p> <p>2. 啓発・広報の推進</p> <p>3. 連携・情報共有による支援</p> <p>4. 療育・障がい児保育の充実</p> <p>5. 福祉教育の推進</p> <p>6. 健康づくりの充実</p> <p>7. リハビリテーション体制の整備</p> <p>8. 在宅福祉サービス・施設福祉サービス・地域生活支援サービスの充実</p> <p>9. 障がい者の雇用・就労の促進</p> <p>10. 障がい者自身の就労マナーの向上</p> <p>11. 障がい者関係団体への支援</p> <p>12. 生活・住環境の整備</p> <p>13. 権利擁護の充実</p>	<p>【展開を図る取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいを持った人が地域で活動し、活躍する地域となり、障がいの認識が差別なく認知されるよう接する機会の増加</li> <li>○ 障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発</li> <li>○ 総合的な相談、支援体制整備。障がいの早期発見、療育支援</li> <li>○ 障がい児及び発達上の課題がある乳幼児の早期支援、早期療育体制の充実。地域療育の連携を進めるため取組推進</li> <li>○ 生徒の教育的な課題を踏まえた指導方法の工夫。教育相談や教育支援の整備。特別支援学級と通常学級との交流、障がいについての啓発。</li> <li>○ 健診の受診促進。健康に関する意識の普及・啓発や健康相談、訪問指導の充実</li> <li>○ 転倒骨折等の予防教室や機能訓練事業の推進。サービスに関する迅速な情報提供</li> <li>○ サービス提供調整。障がい者福祉ホームの整備。他市町村の関連各施設との連携強化</li> <li>○ 村内事業所における障がい者の雇用促進、安定的な就労ができるよう調整</li> <li>○ 社会人として最低限のルールとマナーが身につくよう育成</li> <li>○ 団体等の諸活動に対する助言、団体の育成支援</li> <li>○ バリアフリーの促進、ユニバーサルデザインを考慮した施設整備。住宅改修に関する相談・支援</li> <li>○ 相談窓口や事業等の周知、啓発</li> </ul>
<p>第3章 高齢者に対する支援</p> <p>1. 健康づくりの推進</p> <p>2. 社会参加への支援</p>	<p>【展開を図る取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における健康づくりに関する講演や研修の機会を支援。家庭でできる健康づくりについて活動の普及</li> <li>○ サロンの実施など高齢者の居場所づくり。交通弱者への支援を実施するとともに、持続可能で利用し</li> </ul>

<p>3. 高齢者の就労支援</p> <p>4. 介護予防の推進</p> <p>5. 家族介護者への支援</p> <p>6. 高齢者に住み良い住まいの提供</p> <p>7. 権利擁護の推進</p> <p>8. 認知症高齢者への支援</p> <p>9. 認知症高齢者の家族への支援</p> <p>10. 地域包括ケアの充実</p> <p>11. 医療・介護連携の推進</p> <p>12. 地域の支え合いネットワークの構築</p>	<p>やすい交通手段の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者に対しての高齢者雇用の普及・啓発、高齢者の身体的状況に配慮した働きやすい環境づくりの相談、支援</li> <li>○ 介護予防事業の充実、男性の参加促進</li> <li>○ 介護者支援の制度促進や内容の充実</li> <li>○ 住居のバリアフリー化などの改修支援。シルバーハウジングや生活支援ハウスなど的高齢者に優しい住まいの提供</li> <li>○ 虐待の未然防止、早期保護。成年後見制度の積極的な利用促進。消費者被害防止の普及・啓発。低所得者対策、サービス利用料の負担が困難な人に対して利用料の減免など支援。</li> <li>○ 認知症サポーターの養成推進</li> <li>○ 認知症家族介護者が気軽に集まり、話し合い、参加できる集いの場の創出。 徘徊高齢者の早期発見が可能なシステム等の使用環境の整備。</li> <li>○ 保健、医療、介護、福祉の専門職が連携し、情報を共有しながら一体的なサービスの提供を行えるよう体制整備</li> <li>○ 入院後、退院に向けて医療と介護が円滑に情報提供し合い、共有していくための仕組み作り。 在宅医療・介護連携コーディネーターの配置による在宅復帰支援</li> <li>○ 身近な地域で日常的に支え合い助け合う体制づくり推進</li> </ul>
<p>第4章 健康増進に対する支援</p> <p>1. 生活習慣病の予防</p> <p>2. 受けやすい健診の体制づくり</p> <p>3. 栄養バランスの良い食生活の提供</p> <p>4. 活動と運動の推進</p> <p>5. 休養の確立</p> <p>6. こころの健康づくり</p> <p>7. 口腔の維持</p> <p>8. 喫煙の改善</p> <p>9. 飲酒の減少</p>	<p>【展開を図る取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的な検診の促進、慢性腎臓病の進行防止指導、糖尿病の把握推進、禁煙指導</li> <li>○ 受診しやすい健診体制の確立</li> <li>○ 保健指導、健診時以外の栄養相談等、指導体制強化</li> <li>○ 運動習慣指導、受けやすい運動教室の開催、健康増進室の利用推進</li> <li>○ 睡眠と健康との関連に関する教育等を推進</li> <li>○ こころの健康に関する教育や相談しやすい体制づくりを推進</li> <li>○ 歯科検診と歯科教室を推進</li> <li>○ 卒煙に関する情報提供、健康被害の理解促進</li> <li>○ 飲酒習慣を見直す相談や教室の実施</li> </ul>
<p>第5章 各種計画による推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部門別関連計画の名称、策定団体一覧を掲載</li> </ul>

第6章 計画の推進に向けて

1. 福祉の里総合センターを核とした推進
2. 村内関係事業所等との連携による推進
3. 村外関係事業所等との連携による推進
4. 地域福祉の推進と役割分担

- 計画の推進を図るため、連携を図る主要な部署、関係機関、関連団体等について記載